JSW

第97回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2023年６月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

会場 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー22階　サファイア22

開催場所が前年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限
2023年6月26日（月曜日）午後5時

株主総会のお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第97回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類
第１号議案 剰余金の処分の件 …… 6
第２号議案 取締役９名選任の件 …… 7
第３号議案 監査役２名選任の件 …… 15
事業報告 …… 19
連結計算書類 …… 61
計算書類 …… 80
監査報告書 …… 93

法令及び当社定款第17条の規定に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号の記載は各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

株式会社 日本製鋼所
証券コード：5631

証券コード　5631
2023年６月９日
（電子提供措置の開始日2023年６月５日）

株　主　各　位

東京都品川区大崎一丁目11番１号
株式会社 日本製鋼所
代表取締役社長　松　尾　敏　夫

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
(https://www.jsw.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html)
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
【東京証券取引所ウェブサイト】
(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年６月26日（月曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2023年６月27日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

2. 場　　所　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー22階　サファイア22
（会場が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第97期（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものといたします。
(2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
(3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

（お 願 い）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名に限ることとさせていただきます。）

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 **2023年６月27日（火曜日）午前10時**

会 場 **品川プリンスホテル**
メインタワー22階　サファイア22

会場が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
ご返送ください。

行使期限 **2023年６月26日（月曜日）午後５時到着分まで**



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、
ご送信ください。

行使期限 **2023年６月26日（月曜日）午後５時まで**

詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

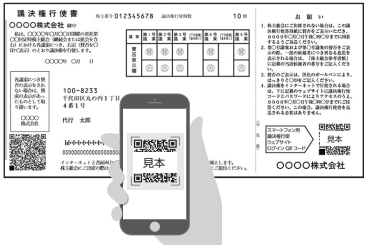

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

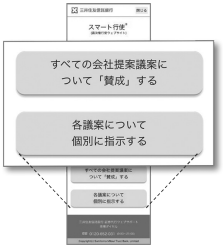

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

▼「アクセス用QRコード」

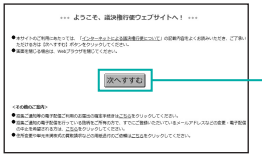

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

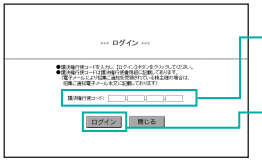

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

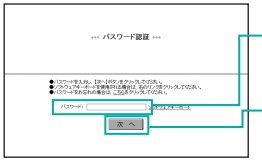

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

株主総会資料の電子提供制度に関する当社方針

（1）株主総会資料の電子提供制度

2022年9月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料の電子提供制度（以下「本制度」）が導入されております。

本制度は株主総会資料を自社ホームページ等のウェブサイト上に掲載し、当該ウェブサイトへのアクセス方法を記載した招集ご通知（以下「通知書面」）をお送りすることにより、株主総会資料を提供することが出来る制度です。本制度は、全ての上場企業に対して強制適用となるため、当社では本株主総会より本制度が適用となります。

本制度では、株主様へお届けする通知書面は株主総会資料をウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトへのアドレス等を記載した簡易なお知らせのみの送付で足りることとなり、従前どおりの書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、株主総会の議決権基準日までに、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）又はお取引の証券会社へお申し出いただき「書面交付請求」のお手続きを行っていただく必要があります。

（2）当社の対応方針

本株主総会につきましては、本制度適用後最初の株主総会であることから、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面で株主総会資料をお送りしております。なお、次回以降の株主総会資料の送付形式につきましては、現在検討中であります。

（3）株主総会資料（交付書面）の一部省略事項

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、本書1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへの掲載によりお知らせいたします。

電子提供制度（書面交付請求を含む）に関するお問い合わせ先	**三井住友信託銀行株式会社　証券代行部** 専用コールセンター　☎0120-533-600 受付時間　9：00～17：00（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、１株につき29円といたしたいと存じます。

これにより、中間期末の配当29円と合わせた年間配当は、58円となります。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金29円　総額2,133,918,020円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2023年６月28日

【ご参考】中期経営計画「JGP2025」期間中の配当について

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としたうえで、期間業績に応じて配当を実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元の姿勢をより明確にするため、2022年３月期を初年度とする５ヵ年の中期経営計画「JGP2025」期間中は、「連結配当性向30％以上を目標としたうえで、DOE（連結株主資本配当率）２％を下限に配当を実施する」こととしております。

●年間配当・配当性向・DOE

	第96期（2021年度）	第97期（2022年度）
年間配当	57.0円	58.0円
配当性向	30.1％	35.6％
DOE	3.0％	2.8％

第２号議案　取締役９名選任の件

現任の取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、８頁から14頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏　名		備　考	
1	男 性	松尾 敏夫（まつお としお） 再 任		
2	男 性	出口 淳一郎（でぐち じゅんいちろう） 再 任		
3	男 性	菊地 宏樹（きくち ひろき） 再 任		
4	男 性	井上 茂樹（いのうえ しげき） 再 任		
5	男 性	柴田 基行（しばた もとゆき） 新 任		
6	男 性	中西 義之（なかにし よしゆき） 再 任	社外取締役候補者	独立役員
7	男 性	三井 久夫（みつい ひさお） 再 任	社外取締役候補者	独立役員
8	男 性	栗木 康幸（くりき やすゆき） 新 任	社外取締役候補者	独立役員
9	女 性	河村 潤子（かわむら じゅんこ） 新 任	社外取締役候補者	独立役員

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、39頁「4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2023年３月31日現在)」の（注）6.に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. ８頁から14頁の各取締役候補者に関する事項で記載している取締役会への出席状況のうち、井上茂樹氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。

候補者番号 1　松尾 敏夫（まつお としお）　再任　男性

- 生年月日：1962年3月6日生
- 取締役会への出席状況：100%（18/18回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4 月	当社入社
2013年 4 月	当社広島製作所副所長
2015年 4 月	当社広島製作所長
2016年 4 月	当社執行役員
2017年 4 月	当社常務執行役員、成形機事業部長、広島製作所管掌
2017年 6 月	当社取締役常務執行役員
2020年 4 月	当社代表取締役副社長、安全保障輸出管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部管掌、名機製作所担当
2021年 4 月	当社特機本部管掌、事業開発室管掌、広島製作所・横浜製作所担当
2022年 4 月	当社代表取締役社長（現任）

- 所有する当社の株式の数：21,778株
- 重要な兼職の状況：—
- 取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、国内外有数のグローバル企業を顧客とする産業機械事業の拡大を生産面から支え、事業の伸長を加速させました。また、当社全般の技術的知見に精通し事業運営力・ビジネス経験を豊富に有しています。当社の企業価値を持続的に向上させるために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者番号 2　出口 淳一郎（でぐち じゅんいちろう）　再任　男性

- 生年月日：1958年9月2日生
- 取締役会への出席状況：100%（18/18回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4 月	当社入社
2013年 4 月	当社室蘭製作所副所長
2015年 4 月	当社執行役員、鉄鋼事業部副事業部長
2017年10月	当社人事教育部長
2018年 4 月	当社CSR・リスク管理担当（現任）、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理担当、環境管理担当（現任）、秘書室・総務部管掌
2018年 6 月	当社取締役執行役員
2018年 7 月	当社総務部担当（現任）、秘書室長
2019年 4 月	当社取締役常務執行役員
2020年 4 月	当社CISO、情報システム室担当、人事教育部担当
2021年 4 月	当社ESG推進担当（現任）
2022年 4 月	当社代表取締役副社長（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）、人事教育部管掌
2022年 6 月	当社素形材・エンジニアリング事業担当（現任）

- 所有する当社の株式の数：18,775株
- 重要な兼職の状況：—
- 取締役候補者とした理由

出口淳一郎氏は、素形材・エンジニアリング事業分野で営業活動に従事したほか主力工場の管理運営に携わりました。また、コーポレート部門を管掌しガバナンス全体の強化と安全保障輸出管理、環境、人事を統括しESGを強固に推進しています。当社事業全体を盤石に構築するため引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者番号 3　菊地（きくち）　宏樹（ひろき）　再任　男性

- 生年月日：1961年5月12日生
- 取締役会への出席状況：100%（18/18回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4月	株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2012年 4月	株式会社三井住友銀行日本橋東法人営業部長
2015年 4月	当社入社
2015年 7月	当社総務部長
2016年 4月	当社秘書室長
2018年 4月	当社執行役員
2018年 7月	当社経営企画室長（現任）
2020年 4月	当社CFO（現任）、経理部担当（現任）、事業開発室長
2020年 6月	当社取締役執行役員
2021年 4月	当社取締役常務執行役員（現任）
2022年 4月	当社樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部・特機本部管掌、事業開発室管掌
2023年 4月	当社事業開発室長（現任）

- 所有する当社の株式の数：11,570株
- 重要な兼職の状況：—

- 取締役候補者とした理由

菊地宏樹氏は、金融機関勤務で培った高い見識を基に当社コーポレート部門を統括しガバナンス体制とリスク管理を強化してきました。業容の拡大に向けて全社の経営戦略の策定と推進にあたるほかグループ全体の経営を強化するために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者番号 4　井上（いのうえ）　茂樹（しげき）　再任　男性

- 生年月日：1964年1月7日生
- 取締役会への出席状況：100%（12/12回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社
2015年 4月	当社広島製作所副所長
2017年 4月	当社広島製作所長
2018年 4月	当社執行役員
2021年 4月	当社常務執行役員、産業機械事業部長、事業開発室長
2022年 4月	当社CTO（現任）、全社品質担当（現任）、知的財産部担当（現任）、横浜製作所担当
2022年 6月	当社取締役常務執行役員（現任）
2022年 9月	当社品質統括室長（現任）
2023年 4月	当社新事業推進本部担当（現任）、イノベーションマネジメント本部長（現任）

- 所有する当社の株式の数：11,209株
- 重要な兼職の状況：—

- 取締役候補者とした理由

井上茂樹氏は、業績の伸長する産業機械事業において、主力工場である広島製作所の所長として管理運営の全般を指揮し、事業の拡大を支えました。また、当社製品の研究開発や海外駐在の経験を有しております。加えて、CTOとして当社製品の研究開発体制の刷新と推進を、品質統括室長として当社グループ全体の品質管理を統括し、全社の品質管理体制の強化に携わっております。当社の研究開発体制と品質管理体制の強化の担い手として引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 5　柴田 基行（しばた もとゆき）　新任　男性

- 生年月日：1962年３月２日生
- 取締役会への出席状況：―
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年 ４月　当社入社
2015年 ６月　当社広島製作所副所長
2018年 ４月　当社経理部長
2020年 ４月　日本製鋼所M&E株式会社取締役
同社事業推進室長
2022年 ４月　当社執行役員（現任）、安全保障輸出管理担当（現任）、人事教育部長（現任）
2023年 ４月　当社安全衛生管理担当（現任）

- 所有する当社の株式の数：4,327株
- 重要な兼職の状況：―
- 取締役候補者とした理由

柴田基行氏は、当社の産業機械事業の主力工場である広島製作所において、管理運営に携わった経験を有しております。また、当社子会社である日本製鋼所M&E株式会社においては、事業計画の立案・推進を担う事業推進室長を経験し、その他にも、人事・経理といった管理部門における経験を豊富に有しております。これらの経験を基に、当社事業の拡大に向け、経営計画の推進及び人材の確保や多様化の拡充といった、当社グループの人的資本経営を実現する担い手として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 6　中西 義之（なかにし よしゆき）　再任　男性　社外取締役候補者　独立役員

- 生年月日：1954年11月３日生
- 所有する当社の株式の数：０株
- 取締役会への出席状況：100%（18/18回）
- 重要な兼職の状況：株式会社IHI社外取締役、株式会社島津製作所社外取締役
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 ４月　大日本インキ化学工業株式会社（現DIC株式会社）入社
2010年 ４月　DIC株式会社執行役員
2011年 ６月　同社取締役執行役員
2012年 ４月　同社代表取締役社長執行役員（2017年12月退任）
2018年 １月　同社取締役会長（2021年１月退任）
2020年 ６月　当社取締役（現任）
株式会社IHI社外取締役（現任）
2021年 １月　DIC株式会社取締役（2021年３月退任）
2021年 ３月　同社相談役（2023年3月退任）
2021年 ６月　株式会社島津製作所社外取締役（現任）

- 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西義之氏は、生活に身近な分野で、素材と製品を提供する国際的な製造業において代表取締役など重要ポストを歴任し、経営拡大戦略を指揮し企業価値を高められました。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

中西義之氏は、当社の取引先であるDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を2017年12月まで、同社取締役会長を2021年１月まで、同社相談役を2023年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1％未満と僅少であります。

したがって、中西義之氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（17頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 中西義之氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 中西義之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

3. 当社は中西義之氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 中西義之氏が当社社外取締役に在任中、21頁から25頁の「1.(5)対処すべき課題」に記載しておりますとおり、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する実際の検査数値を、当該要求仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切行為が行われていた事実が社内調査により判明いたしました。同氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。また、当該事実の判明後は、当該事実の全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けたさらなるコンプライアンス体制の強化等について提言を行うなど、その職責を適切に遂行しております。

5．中西義之氏が2021年６月から社外取締役を務める株式会社島津製作所は、2022年９月、同社の子会社である島津メディカルシステムズ株式会社において、取引先である医療機関に設置したX線装置の保守点検業務に関連して、不適切な行為が行なわれていたことを公表いたしました。同社は、外部調査委員会を設置して調査を実施し、同委員会による調査結果及び再発防止に向けた提言をふまえて、再発防止策に取り組んでおります。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より同社の取締役会において法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行なっており、当該事実の判明後は、法令順守体制および内部管理体制の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。

候補者番号 7

三井久夫（みついひさお）

再任 | 男性 | 社外取締役候補者 | 独立役員

- 生年月日：1953年２月20日生
- 所有する当社の株式の数：461株
- 取締役会への出席状況：100%（18/18回）
- 重要な兼職の状況：株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4 月	花王石鹸株式会社（現 花王株式会社）入社
2006年 6 月	花王株式会社執行役員
2010年 6 月	同社取締役執行役員
2012年 6 月	同社取締役常務執行役員（2014年３月退任）
2015年 4 月	独立行政法人製品評価技術基盤機構監事（2019年６月退任）
2020年 6 月	当社取締役（現任） 株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役（現任）

- 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三井久夫氏は、生活者に向けたコンシューマープロダクツ事業を展開する国際的な製造業において、工場長、生産技術部門や取締役など重要ポストを歴任し企業経営に携わられたほか、同社退社後、行政機構の中で貢献されました。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

- 独立性に関する事項

三井久夫氏は、当社の取引先である花王株式会社の取締役常務執行役員を2014年３月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1％未満と僅少であります。

したがって、三井久夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（17頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 三井久夫氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 三井久夫氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
3. 当社は三井久夫氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 三井久夫氏が当社社外取締役に在任中、21頁から25頁の「1.(5)対処すべき課題」に記載しておりますとおり、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する実際の検査数値を、当該要求仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切行為が行われていた事実が社内調査により判明いたしました。同氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。また、当該事実の判明後は、当該事実の全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けたさらなるコンプライアンス体制の強化等について提言を行うなど、その職責を適切に遂行しております。

候補者番号 8

栗木 康幸（くりき やすゆき）

新任 | 男性 | 社外取締役候補者 | 独立役員

- 生年月日：1954年５月10日生
- 取締役会への出席状況：―
- 所有する当社の株式の数：０株
- 重要な兼職の状況：―
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 ４月	東京エレクトロン株式会社入社
1999年 ４月	同社執行役員（2005年３月退任）
2005年 ４月	Tokyo Electron Korea Ltd. 代表理事社長（2010年５月退任）
2010年 ６月	東京エレクトロンデバイス株式会社 代表取締役社長（2014年12月退任）
2015年 １月	同社取締役（2015年６月退任）
2015年 ７月	Tokyo Electron Korea Ltd. 代表理事会長（2018年６月退任）
2018年 ７月	同社理事会長（2019年６月退任）
2019年 ７月	同社シニアアドバイザー（2020年３月退任）

- 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗木康幸氏は、世界有数の半導体製造装置メーカーにおいてフラットパネルディスプレイ製造装置事業を立ち上げ、その事業規模の拡大に携わった経験を有しております。また、技術者として高い見識を持っていることに加えて営業の第一線で事業を牽引された経験があります。こうした経験と知識を基に、当社の新たな中核事業の創出へ向けた取り組みの強化と、独立した客観的立場から当社経営全般の監督と重要事項の決定に参画いただくことにより、当社経営のガバナンスの強化に寄与し、取締役会の機能を強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加していただくことを予定しております。

- 独立性に関する事項

栗木康幸氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（17頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 栗木康幸氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

2. 栗木康幸氏の選任が承認された場合、当社は栗木康幸氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

候補者番号 9

河村 潤子（かわむら じゅんこ）

新任　女性　社外取締役候補者　独立役員

- 生年月日：1956年9月27日生
- 取締役会への出席状況：―
- 所有する当社の株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：―
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月	文部省（現 文部科学省）入省
1988年 8月	衆議院法制局参事
2006年 4月	独立行政法人国立高等専門学校機構理事
2008年 7月	文部科学省高等教育局私学部長
2011年 9月	同省大臣官房文教施設企画部長
2012年 1月	文化庁次長
2014年 7月	文部科学省生涯学習政策局長
2016年 1月	国立教育政策研究所所長
2016年 6月	内閣官房内閣審議官（2017年9月退官）
2018年 4月	独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（2023年3月退任）

- 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河村潤子氏は、文部科学省をはじめとした教育・文化分野において多くの要職を経験しております。さらには、衆議院法制局等で議員立法や政策に係る法令業務に携わった経験も有しております。これらの経験から、当社の事業拡大の達成に向けて経営基盤を盤石なものとするために、当社グループ全体の従業員の教育・育成及び女性社員のキャリア開発・育成、並びにコンプライアンスに対して、社外取締役として異なる観点から適切な監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、独立行政法人において理事、理事長として管理運営に携わった経験を有しております。これらの経験から、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏が選任された場合は、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加していただくことを予定しております。

- 独立性に関する事項

河村潤子氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（17頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 河村潤子氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

2. 河村潤子氏の選任が承認された場合、当社は河村潤子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役 西山透及び谷澤文彦の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		備考	
1	男性	三戸 慎吾（みと しんご） 新任		
2	女性	山口 更織（やまぐち さおり） 新任	社外監査役候補者	独立役員

候補者番号 1　三戸 慎吾（みと しんご）　新任　男性

- 生年月日：1959年11月19日生
- 所有する当社の株式の数：15,232株
- 重要な兼職の状況：―
- 略歴及び当社における地位

1984年４月　当社入社
2006年７月　当社人事教育部長
2011年７月　当社広島製作所副所長
2014年４月　当社産業機械事業部副事業部長
2016年４月　当社研究開発本部副本部長
2017年４月　当社執行役員
2017年10月　当社新事業推進本部副本部長
2021年４月　当社新事業推進本部長
2021年６月　当社取締役執行役員
2022年４月　当社取締役常務執行役員
2023年４月　当社取締役（現任）

- 監査役候補者とした理由

三戸慎吾氏は、人事労務部門と海外営業に基盤をおき広範な経験と知見を培いました。管理全般と事業の運営力に長け、新規事業を推進・育成し、その事業基盤を確立してきました。取締役としても企業経営全般にわたる豊富な経験と実績を有していることから、客観的かつ適正な監査を行う能力を有した者と判断し、監査役候補者としております。

候補者番号 2

山口 更織（やまぐち さおり）

新任 | 女性 | 社外監査役候補者 | 独立役員

■ 生年月日：1958年11月20日生

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：山口更織公認会計士事務所代表

■ 略歴及び当社における地位

1982年 4 月　三菱ガス化学株式会社入社
（1985年７月退社）
1986年10月　サンワ・等松青木監査法人
（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
1990年 8 月　公認会計士登録
2005年 6 月　有限責任監査法人トーマツ
パートナー（2019年12月退任）
2009年 1 月　防衛省防衛調達審議会委員
（2018年12月退任）
2019年12月　山口更織公認会計士事務所開設
同事務所代表（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由

山口更織氏は、監査法人において商社、金融機関のほか多くの製造業の監査に従事した経験を有しております。また、内部統制、経理体制の強化、グループ子会社の管理・改善指導など幅広い知見を有しており、企業買収に係るデューデリジェンス、会計監査の品質管理業務にも従事されておりました。公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、企業会計に関する高度な専門知識に基づき、中立的かつ客観的立場から監査意見を述べていただけると判断し、社外監査役候補者としております。

同氏が選任された場合は、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加していただくことを予定しております。

■ 独立性に関する事項

山口更織氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（17頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山口更織氏は社外監査役候補者であります。当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。三戸慎吾及び山口更織の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、39頁「4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2023年３月31日現在)」の（注）6.に記載のとおりです。三戸慎吾及び山口更織の両氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）株式会社日本製鋼所　社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

①当社を主要な取引先とする者※1またはその業務執行者
②当社の主要な取引先※2またはその業務執行者
③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤当社の大株主（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
⑥過去３年間において上記①～⑤に該当していた者
⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者※3に限る）の配偶者または二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

※1　当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の５％を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
※2　当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の５％を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
※3　重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

（ご参考）

当社は、2022年11月の取締役会において、パーパスを実現するために優先的に取り組むべきテーマとして、６つのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

この特定したマテリアリティの重要性を認識したうえで、課題解決に向けた実効性のある経営への取り組みに必要なスキルを抽出しています。

本株主総会において各取締役候補者及び各監査役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

経営基盤領域
- **未来への投資とイノベーションマネジメント**
- **JSW グループにおけるガバナンス強化**
- **人的資本の強化と D&I**

価値創造領域
- **プラスチック資源循環社会の実現**
- **低炭素社会への貢献**
- **超スマート社会への貢献**

		氏名	企業経営・ガバナンス	財務・会計	法務・内部統制・リスク管理	人事・労政・人的資本	情報システム・DX	営業・マーケティング	品質	製造・技術・研究開発	環境
取締役	社内	松尾 敏夫 男性	○					○	○	○	○
		出口 淳一郎 男性	○		○	○					○
		菊地 宏樹 男性	○	○	○						
		井上 茂樹 男性						○	○	○	○
		柴田 基行 男性		○		○					○
	社外	中西 義之 男性	○		○	○		○			
		三井 久夫 男性	○						○	○	○
		栗木 康幸 男性	○				○	○		○	
		河村 潤子 女性			○	○					
監査役	社内	三戸 慎吾 男性				○		○		○	
		清水 博之 男性		○				○			
	社外	三澤 浩司 男性	○	○	○	○	○				
		山口 更織 女性		○	○						

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、半導体需給の逼迫や物流費の高騰が続く中、急激な資源・原材料の価格高騰、中国経済の減速なども加わり、景気持ち直しの足踏みが続きました。わが国経済も、世界経済の回復足踏みを受けて、当初の期待より設備投資の勢いが鈍く、景気は緩やかな回復に留まりました。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、全般に需要は堅調で、期末では過去最高の受注残高となりました。但し、成形機においては、上期に自動車や家電業界における供給制約の影響を受けたほか、下期においては需要の停滞もあり、期初予想に比して伸び悩みました。また、樹脂製造・加工機械の需要自体は極めて堅調に推移しておりますが、顧客における投資決定の遅れ等の影響を受け、期初予想を下回りました。素形材・エンジニアリング事業では、鋳鍛鋼製品の需要自体は底堅く推移しましたが、不適切行為（(5）①参照）に起因し、一部で受注の自主制限や出荷済製品の品質調査を行った影響を受けました。

このような状況のもと、当社グループは2021年５月に策定しました2022年３月期を初年度とする５カ年の中期経営計画「JGP2025」に沿って、①世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ、②素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保、③新たな中核事業の創出、④ESG経営の推進の４つを基本方針とした事業活動を推進してまいりました。とりわけ、2023年３月期においては、産業機械事業、素形材・エンジニアリング事業とも、新規需要開拓、製品付加価値向上や競争力強化とともに、お客様のご理解を得ながら調達品、原材料・エネルギー等の価格高騰に応じた一段の販売価格改善に向けた活動を強力に推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、前年同期に比し、受注高は、産業機械事業及び素形材・エンジニアリング事業が共に増加したことから、2,760億70百万円（前年同期比2.9%増）となりました。売上高は、素形材・エンジニアリング事業が減少したものの、産業機械事業が増加したことから、2,387億21百万円（前年同期比11.7%増）となりました。損益面では、当連結会計年度においては販売価格改善活動の効果が、調達費高騰の影響を吸収しきれず、営業利益は138億46百万円（前年同期比10.4%減）、経常利益は149億58百万円（前年同期比10.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、不動産の譲渡による固定資産売却益を計上したものの、119億74百万円（前年同期比14.1%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（産業機械事業）

受注高は、成形機は減少しましたが、その他の産業機械が増加したほか、樹脂製造・加工機械が堅調に推移したことから、2,331億３百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

売上高は、樹脂製造・加工機械が、堅調な受注に加え一部販売価格改善の効果により伸長し、2,029億44百万円（前年同期比18.6%増）となりました。

営業利益は、売上高が増加したことから、189億49百万円（前年同期比6.5%増）となりました。

（素形材・エンジニアリング事業）
受注高は、鋳鍛鋼製品が増加したことに加え、エンジニアリングサービス分野で大口案件を受注したことから、411億49百万円（前年同期比2.4%増）となりました。
売上高は、不適切行為に起因する生産・出荷の遅延により鋳鍛鋼製品が減少したことから、339億73百万円（前年同期比15.2%減）となりました。
営業損益は、原材料やエネルギーのコスト増大に加え、不適切行為に起因する売上減や操業の低下が影響し、営業損失８億44百万円（前年同期は営業利益13億33百万円）となりました。

（その他事業）
受注高は18億17百万円、売上高は18億３百万円、営業損失は４億18百万円となりました。

（事業別受注高）

部　　門	第96期（前連結会計年度）（2021年度）		第97期（当連結会計年度）（2022年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（%）	金額（百万円）	比率（%）	
産業機械事業	224,882	84	233,103	84	8,220
素形材・エンジニアリング事業	40,166	15	41,149	15	982
その他事業	3,304	1	1,817	1	△1,486
合　　計	268,354	100	276,070	100	7,716

（事業別売上高）

部　　門	第96期（前連結会計年度）（2021年度）		第97期（当連結会計年度）（2022年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（%）	金額（百万円）	比率（%）	
産業機械事業	171,160	80	202,944	85	31,784
素形材・エンジニアリング事業	40,052	19	33,973	14	△6,079
その他事業	2,578	1	1,803	1	△775
合　　計	213,790	100	238,721	100	24,930

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、73億46百万円であります。その主なものは、当社広島製作所の機械加工設備等の維持更新投資及び日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当連結会計年度においては、事業の譲渡、合併等企業再編行為等はありません。

(5) 対処すべき課題

① 製品検査に関する不適切行為について

当社グループでは、2022年2月下旬に日本製鋼所M&E株式会社（以下「M&E社」といいます。）の製品検査についての内部通報を受け、当社としてM&E社に対し抜き打ちによる社内検査を実施したところ、同年３月下旬に、M&E社が製造する一部製品の検査において、不適切行為がなされている事実を確認し、それらを検証しました。これを受けて、2022年5月9日に同事案を対外公表したうえで、外部弁護士から構成される特別調査委員会を設置して調査を実施し、2022年11月14日付で不適切行為の内容、原因分析に係る調査結果と再発防止に向けた提言を受領しました。調査の結果、電力製品や鋳鍛鋼製品などで検査結果・分析値の改ざん、ねつ造、虚偽記載などが確認され、原子力製品においても手続仕様の逸脱が確認されるところとなりました。本件不適切行為が、M&E社の扱う様々な製品において長期に亘って行われてきたこと、また、過去の他社事例を戒めとして自らの行為を是正できなかったことは誠に遺憾であり、お客様や株主の皆様をはじめとする関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、不適切行為の原因やその背景に真摯に向き合うとともに、後述の再発防止策を最優先課題として、全力でこれに取り組んでいるところであります。「高い倫理観とチャレンジ精神」「心理的安全性」を醸成・両立することで、皆様からの信頼を取り戻し、企業価値の向上に資するよう引き続き努力してまいります。

＜原因分析＞

1 牽制機能が働きにくい不十分な組織管理体制

M&E社では、製品部がお客様との仕様調整から、製品の製造・品質確認に係る各工程を計画・指示しており、権限が集中していました。また、素材製造という性質上、製造工程に関わる部門が限定的となり、かつ製品部が直接・間接に関与し指導していたことから、工程間での牽制機能が働きにくい体制となっていました。一方、機械製造を事業とする他製作所では、設計・機械加工・組立など一連の製造工程が、生産管理部門による工程管理を軸として各々分業体制を基本としており、工程間で一定の牽制機能が働く体制となっており、同様の不適切行為は確認されておりません。

2 品質コンプライアンス意識の低さ

M&E社では、製品の最終品質に重きを置き、お客様と取り決めた製造工程における仕様・検査の一つひとつの積み重ねによって品質がつくり込まれるという意識が十分とは言えず、品質保証の「プロセス」を軽視しがちでした。また、独自の基準による品質上の問題がなければ、ある程度の仕様違反は許容されるといった誤った考えや、規定や仕様の定義や解釈を独自に変えることで、問題の解決を図ろうとする傾向が見られました。

3 経験・実績への過信とお客様要求・対話へのプレッシャー

M&E社では、高度な品質や納期確保に対しても完全を期する姿勢が強く見られます。このような背景のもと、品質トラブルを生じた場合、お客様との十分なコミュニケーションを行うことなく対策することを個人や組織レベルで正当化し、不適切行為に至っていました。

4 紙ベースや手作業を中心とした検査業務プロセスと慢性的な人員不足

紙ベースでの管理かつ手作業による記録では、検査結果の書き換えなどが可能な環境となっています。また、M&E社では、手作業の多さや管理の煩雑さは、特に突発事象対応において業務負荷の増加や人的リソースの逼迫を招き、効率化の名のもとでの必要な業務の省略などの誘因となりました。

＜主要な再発防止策＞

当社は、原因分析に基づき、特別調査委員会からの提言も踏まえつつ、本件不適切行為に対する以下の再発防止策を策定し、実施しております。また、取締役会で、当社グループにおける再発防止に向けた取組みの全体像を決議したうえで、その進捗状況と効果を定期的にモニタリングしていくこととしています。

1．組織管理体制の構築

ア．全社的な品質保証体制の構築

事業部あるいは製作所における自己完結型の品質保証マネジメント体制に対して、コーポレートとしての監視・監督機能を強化するために、各事業部・製作所における品質保証機能を統括する部門として全社品質担当役員をトップとする「品質統括室」を2022年９月16日付で新設し、以下の業務を行っています。

a. 全社品質方針および品質基本行動指針の策定
b. 当社の経営戦略と各事業・製作所（M&E社を含む）における品質活動方針との整合指導
c. 各事業部・製作所における品質保証活動の監督および評価（独自監査を含む）
d. 当該評価に基づく業務改善指導・勧告
e. 品質保証活動に係る全社的な教育・研修の実施
f. 各事業部・製作所における有用な品質改善活動や問題、共有すべき情報の全社水平展開
g. 重大な製品事故や品質不正問題発生時の対処指揮
h. 全社的または各事業部・製作所の重要な品質保証活動に係る経営報告

また、各製作所の品質管理部門長を兼務者として当社品質統括室に組み入れることで人的統制を図るほか、各製作所の品質管理部門が当社品質統括室からの品質監査を受けることにより、親会社からの監視・監督機能を強化しました。

イ．M&E社における品質保証機能の独立性強化

M&E社においては、納期およびコストに責任を有する製品部による品質管理業務への干渉を防ぐために、品質保証機能を品質管理部に集約し、M&E社の社長直轄組織とします。当該組織改正は2022年６月１日付で実施済みです。また、2023年１月１日付で、製作所の有する人員・設備能力を適切に検証・管理するため、納期およびコストの管理に関わる機能を製品部から分離・再編しております。

2．品質コンプライアンス意識の強化・向上

ア．経営トップからのメッセージ発信

経営幹部による品質コンプライアンスに対する真摯なコミットメントを示すことで、その下で働く従業員への啓発活動としています。また、当社社長による従業員とのタウンホールミーティングを定期的に開催しており、対話を重ねることで、品質コンプライアンス意識の醸成を図り、また風通しの良い職場風土へと刷新します。

イ．「品質コンプライアンス月間」の制定

不適切行為に関わる教訓を風化させないために、毎年５月を「品質コンプライアンス月間」と定めました。経営トップメッセージやポスターの掲示等のほかに、当社グループ全体を対象とし、品質コンプライアンスに係る教育・研修に加え、eラーニングなどを実施し、品質コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

ウ．組織風土の改革と人事ローテーション

特別調査委員会の報告では、社内の問題を指摘することが容易でない企業風土があることがうかがえると指摘されています。恐れずに間違いを指摘でき、それが受入れられ、自由に意見が言える、風通しの良い職場風土にしていきます。当社では、「何でも気軽に相談できる風通しの良い組織」「チャレンジが推奨できる組織」への変革を目指して、組織風土改革プロジェクトを2023年３月に立ち上げ、活動を推進しています。

また、人材が固定化しがちな部門では同調圧力が働きやすいことから、業務プロセスの見直しと並行して、部門の壁を越えた人事ローテーションも進めます。その有効性は、定期的な社内意識アンケート調査などを通じて検証していきます。

３．ガバナンス・内部統制の強化

ア．内部監査機能の強化

本社監査室の内部統制機能を強化し、品質統括室による品質検査を含めた品質管理プロセスにおける内部統制の整備および運用状況の監査を適宜実施し、マテリアリティの一部として取締役会および経営戦略会議に報告します。

イ．内部通報制度の強化

内部通報制度の一層の周知を図るとともに、社内での自己申告に対するリニエンシー（処分軽減）制度の検討などを含む制度のさらなる強化を行います。

ウ．取締役会の体制の整備

今後、取締役会の機能をよりモニタリング型に移行していきます。

2023年４月１日からは、業務執行取締役の「管掌」業務を原則廃止するとともに、本社部門は取締役または執行役員が、事業部門は執行役員または使用人が、それぞれ取締役会から委嘱・任命された業務を総括・執行する体制としました。これにより事業部門の業務執行と取締役会による監督を明確に区分しました。

また、今後、取締役会の構成において、社外取締役（独立役員）の割合を増やすほか、多様性も確保します。

4．検査業務のデジタル化と適正な経営資源の投入

検査成績書作成過程における故意・過失による検査データの誤記入、記入漏れなどを防ぐために、デジタル化した検査業務システムを構築します。DX推進室（2022年７月１日発足）が主導して、M&E社を含めた各製作所における検査業務のデジタル化を順次進めており、M&E社においては2023年度下期中にシステムの部分運用開始を目指しています。

また、検査を含む品質管理に必要な人員、設備の不足が不適切行為への要因となったことを踏まえて、所要の人員の増強、検査員の養成のための教育投資やデジタル化を含め必要な設備・計測機器などへの設備投資を継続的に行います。

② 経営戦略

今後の経済見通しにつきましては、物価高騰、ウクライナ危機、世界的な金融引締めに伴う海外景気の下振れリスク、各国の安全保障政策の動向等のリスクはあるものの、アフターコロナへの経済活動の適応とともに、環境規制・人手不足を背景とする省力化投資が進むなど、企業の設備投資は着実に進展していくものと考えます。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、低炭素社会の実現に向けたEV普及の動きを背景とするリチウムイオン電池素材の需要拡大に加え、プラスチック資源循環に不可欠な3R+Renewableを実現する各種プラスチック加工機械の需要の高まりも見込まれます。素形材・エンジニアリング事業では、多様なエネルギー関連投資の高まりを背景に鋳鍛鋼製品の安定的な需要が見込まれます。

2024年３月期の連結業績見通しにつきましては、受注高3,300億円、売上高2,800億円、営業利益185億円、経常利益190億円、親会社株主に帰属する当期純利益140億円を予想しております。

なお、当社グループは、2022年11月にPurpose（パーパス）を制定し、優先的に取り組むべきテーマとして、マテリアリティ（重要課題）を特定しております。マテリアリティの重要性を認識した上で、課題解決に向けた実効性のある経営を実現するため、2024年３月期において、新たな中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

＜経営方針＞

当社は、将来予測が困難な事業環境において、当社グループが一丸となって変化に対応していくための判断と行動の軸となる「Purpose（パーパス）」を“「Material Revolution®」の力で世界を持続可能で豊かにする。”と制定しました。また、「Purpose（パーパス）」を起点として、当社グループが将来目指す姿である「Vision（ビジョン）」及び当社グループ独自の提供価値を生み出す「Value Creation Process（価値創造プロセス）」を再定義し、これら３つを合わせて企業グループ理念体系「Our Philosophy」として制定しました。同時に、「Purpose（パーパス）」を実現するために優先的に取り組むべきテーマとして６つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、これらを2022年11月29日に公表しております。

当社グループは、全ての役職員が「Purpose（パーパス）」を共有し、マテリアリティ（重要課題）の重要性を認識した上で、実効性のある経営、事業活動に取り組み、不適切行為の再発防止につなげていくことはもとより、様々な社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じ、将来にわたって全てのステークホルダーに貢献し、社会価値の創出と持続的な企業価値の向上を同時に実現してまいります。

「Purpose（パーパス）」を起点とした日本製鋼所グループの企業理念体系及びマテリアリティの概要は以下のとおりです。

＜Purposeを起点とした日本製鋼所グループの企業理念体系「Our Philosophy」＞

○Philosophy Structure

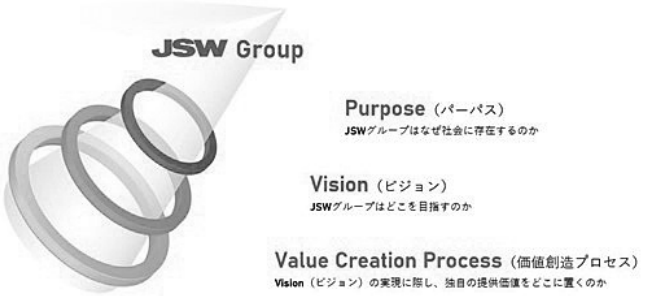

○Purpose（パーパス）

Material Revolution®

「Material Revolution®」の力で世界を持続可能で豊かにする。

○Vision（ビジョン）

社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じて全てのステークホルダーに貢献する。

○Value Creation Process（価値創造プロセス）

当社グループは、「プラスチック」加工機械の開発においては、装置内で素材を「溶かす」、均一に「混ぜる」、求められる形に「固める」技術をベースとし、これに「機械要素技術」「精密制御技術」を加えて、広範な業種にわたる顧客の多種多様なニーズに応えて来ました。

結晶材料においても、容器内で原材料を「溶かす」「固める」技術に「精密制御技術」を加えて、良質で用途が多岐にわたる結晶を製造して来ました。

当社グループは、これらの「溶かす」「混ぜる」「固める」技術と「機械要素技術」「精密制御技術」というコア・コンピタンスをより一層磨き、社会課題を解決する産業機械と新素材を開発・実装する「Value Creation Process（価値創造プロセス）」により、社会価値の創出と持続的な企業価値の向上を同時に実現していきます。

＜マテリアリティ（重要課題）＞

○価値創造領域：当社グループの事業を通じた価値創造と社会課題の解決
- プラスチック資源循環社会の実現
- 低炭素社会への貢献
- 超スマート社会への貢献

○経営基盤領域：当社グループの持続的成長に向けた経営基盤の強化
- 人的資本の強化とダイバーシティ＆インクルージョン
- 未来への投資とイノベーションマネジメント
- JSWグループにおけるガバナンス強化

なお、当社ホームページに「Purpose（パーパス）」及び「マテリアリティ（重要課題）」の詳細を掲載しておりますのでご参照ください。

Purpose（パーパス）
（https://www.jsw.co.jp/ja/guide/vision.html）
マテリアリティ（重要課題）
（https://www.jsw.co.jp/ja/sustainability/materiality.html）

また、当社グループは、持続可能な社会の実現を目指す企業として、次の10原則に基づき、国の内外において、全ての法律、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、高い倫理観をもって社会的責任を果たしてまいります。

＜日本製鋼所グループ 企業行動基準＞

1．持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図るために、イノベーションを通じて、社会に有用で安全性に配慮した製品・技術・サービスを開発・提供する。
2．公正かつ自由な競争に基づく適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政とは健全な関係を維持する。
3．企業価値向上のため、適切な企業情報を積極的かつ公正に開示し、幅広いステークホルダーとの建設的な対話を行う。
4．全ての人々の人権を尊重する。
5．市場や顧客のニーズを製品・技術・サービスに反映した上で、顧客からの問い合わせ等に速やかに対応することにより、社会と顧客の満足と信頼を獲得する。
6．従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現し、良好な職場環境を確保する。
7．環境問題への取り組みは企業としての重要な責務であることを認識し、主体的に活動する。
8．企業市民として、社会に参画し、その発展に貢献する。
9．市民社会や企業活動に脅威を与える反社会的勢力やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に対して、組織的な危機管理を徹底する。
10．経営トップは、この行動基準の精神の実現が自らの役割であることを認識し、実効あるガバナンスを構築した上で、当社および関連会社に周知徹底を図り、あわせてサプライチェーンにも本行動基準の精神に基づく行動を促す。
また、本行動基準の精神に反し、社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

＜中期経営計画「JGP2025」の概要＞

当社グループは、2022年３月期を初年度とする５ヵ年の中期経営計画「JGP2025」を推進しております。中期経営計画「JGP2025」の概要は以下のとおりです。

１）当社グループにおける「JGP2025」の数値目標は以下のとおりです。

○数値目標



２）「JGP2025」においては、以下の４つの基本方針を掲げて事業に取り組んでまいります。

① 世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ
② 素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保
③ 新たな中核事業の創出
④ ESG経営の推進

それぞれの基本方針に対する事業戦略は以下のとおりです。

① 世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ

現有製品の競争力強化によって各製品でグローバルシェアNo.1を目指すとともに、プラスチック加工機械コンプレックス化を推進します。

主な事業戦略は次のとおりです。

○造粒機
・好調な中国市場を中心に更なるシェア拡大を目指します。

○二軸混練押出機
・中国・東南アジアを中心に海外展開の強化を進めます。

○フィルム・シート製造装置
・セパレータフィルム用装置の高品質化対応を更に進めます。
・ポストセパレータとして、５Ｇ関連フィルムなど成長分野への対応に注力します。

○射出成形機
・グローバル生産体制の最適化を図るとともに、生産能力を拡大します。
○プラスチック加工機械コンプレックス化
・M&Aを活用した新たな製品の取り込みと育成を進めます。

② 素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保
2020年４月１日に設立した日本製鋼所M&E株式会社を中心に、継続的な利益の確保に向けた体制の強化と変革を進めます。
主な事業戦略は次のとおりです。
○鋳鍛鋼製品
・付加価値の高い機能性材料の取り込みによる収益拡大を図ります。
・中小型製品・量産品の生産体制を確立し、受注拡大に努めます。
○クラッド製品
・工場変動費・固定費を圧縮し、操業負荷変動に強い生産体制の構築を進めます。
○エンジニアリングサービス
・水素関連製品の製品競争力を強化し、海外展開を図ります。
・国土強靭化政策に対応したプラント・インフラ溶接構造物の取り込みを図ります。
・独自技術を活用し、検査サービス事業を拡大します。

③ 新たな中核事業の創出
M&Aを活用して新たな産業機械製品を取り込むとともに、「フォトニクス」、「複合材料」、「金属材料」の３つの分野における新事業を早期に収益事業化し、新たな中核事業の創出を図ります。

④ ESG経営の推進
組織横断的な「ESG推進委員会」を新設し、ESG活動を効果的に推進します。
○Environment：環境
・環境と調和した社会の持続的な発展のため、CO_2排出量の削減、省資源・リサイクルの推進、製品による環境負荷の低減などの環境に配慮した事業活動を展開します。
○Society：社会
・持続的成長に資する人材基盤を形成するため、「働き方」重視から「働きがい」重視への取り組みを行うとともに、次世代リーダーの育成・人材の多様性確保を図ります。
○Governance：企業統治
・成長性と資本収益性を確保するため、４象限フレームワークによる事業ポートフォリオ評価を行うとともに、事業撤退基準の制定と投資採択基準の高度化を行います。

3）2023年３月期までに実施又は計画した具体的な施策は以下の通りであります。
① 世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ
○EV向けに大幅な需要増加が見込まれるセパレータ用フィルム・シート製造装置について、60ライン製造に向けて生産体制を着実に増強
○コンデンサー用などのフィルム・シート製造装置への取り組み強化
○広島製作所にケミカルリサイクル対応の技術開発センターを開設
○二軸混練押出機の世界標準機を開発し、中国、東南アジア市場へ展開
○自動車の軽量化に伴い需要拡大が見込まれる大型マグネシウム射出成形機を上市
○欧州に射出成形機の生産拠点を開設

② 素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保
○鋳鍛鋼製品における高収益化を目的とした製品ポートフォリオの見直しを鋭意推進
○原材料・エネルギー費高騰に対応するための製品価格の適正化

③ 新たな中核事業の創出
○次世代半導体関連装置などを開発・上市し、電子デバイス関連装置事業における製品ラインナップを更に充実
○窒化ガリウム基板の量産に向けて大型実証設備の稼働を開始
○世界最先端の銅合金素材製造設備による高強度銅合金の量産化
○イノベーション創出のための研究開発体制・組織を整備・集約することを計画
（2023年４月１日付イノベーションマネジメント本部の設立）

④ ESG経営の推進
○ESG推進委員会を中心にESG活動に対する取り組みを強化
○コーポレート組織にESG推進室を新設
○TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明
○Purpose（パーパス）を起点とした日本製鋼所グループの企業理念体系を制定
○Purpose（パーパス）実現のために優先的に取り組むべきテーマとしてマテリアリティを特定

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 94 期 (2019年度)	第 95 期 (2020年度)	第 96 期 (2021年度)	第97期 (当連結会計年度) (2022年度)
受　　注　　高 (百万円)	211,571	181,085	268,354	276,070
売　　上　　高 (百万円)	217,527	198,041	213,790	238,721
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,310	6,893	13,948	11,974
1株当たり当期純利益 (円)	126.66	93.76	189.63	162.75
総　　資　　産 (百万円)	297,173	316,249	339,729	348,358

(注) 第96期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日) 等を適用しており、第96期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 94 期 (2019年度)	第 95 期 (2020年度)	第 96 期 (2021年度)	第97期 (当期) (2022年度)
受　　注　　高 (百万円)	154,596	113,259	179,047	185,524
売　　上　　高 (百万円)	162,073	119,824	132,911	157,272
当　期　純　利　益 (百万円)	6,594	9,815	9,242	11,956
1株当たり当期純利益 (円)	89.71	133.50	125.66	162.50
総　　資　　産 (百万円)	253,298	255,107	268,140	273,293

(注) 第96期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日) 等を適用しており、第96期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2023年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本製鋼所M&E株式会社	100百万円	100	各種鋳鍛鋼品・鋼板・鋼管及び鋼構造物の製造及び販売、新素材・各種金属材料及び金属製品の製造・加工及び販売、各種プラントの設計・建設及び修理、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
日鋼YPK商事株式会社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
JSWアクティナシステム株式会社	110百万円	100	電子デバイス関連機器の製造・販売、修理・改造・メンテナンス
JSWアフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
日鋼テクノ株式会社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
日鋼特機株式会社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
室蘭銅合金株式会社	100百万円	51	銅合金の溶解及び鋳造
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社タハラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
株式会社ジーエムエンジニアリング	40百万円	100	プラスチック用シート装置・押出成形機等、ダイ及び付属装置の設計・製造及び販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	400万シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売
SM PLATEK CO., LTD.	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	100万香港ドル	100	射出成形機の販売・保守・改造

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	5,580千人民元	100	機械設備及び部品の販売・据付・保守、金属材料の販売・輸出入
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	450万米ﾄﾞﾙ	100	一般機械設備及び部品の製造・加工・据付・保守
JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.	15百万PLN	100	射出成形機の販売並びに調達業務

（注）JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.は2022年7月6日にポーランドに設立いたしました。また同社は2022年10月24日に増資し資本金が増加しております。

③　特定完全子会社の状況（2023年３月31日現在）
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2023年３月31日現在）

部　門		主　な　事　業
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	成　形　機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	その他の産業機械	電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置等）、半導体関連機器（プレス・ラミネータ機等）、鉄道用連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エンジニアリング事業	鋳鍛鋼製品	発電用部材、原子力関連部材、ロール材・金型材等の一般鋳鍛鋼製品、機能性材料等の鋳鍛鋼部材・クラッド鋼板等の製造・販売
	エンジニアリング他	鋼構造物・関連部材等の製造・販売、各種プラントの設計・建設及び修理、風力発電機器の保守サービス、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
その他事業	そ　の　他	新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

(9) 主要な営業所及び工場等（2023年３月31日現在）

① 当社

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都品川区大崎一丁目11番１号
支店・営業所	中部営業所（名古屋市中区）、西日本営業所（大阪市西区）、東北営業所（仙台市若林区）、関東営業所（さいたま市緑区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、関西営業所（大阪府吹田市）、中国営業所（広島市安芸区）、九州営業所（福岡県春日市）、府中出張所（東京都府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研究開発拠点	広島製作所技術開発部（広島市安芸区）、横浜製作所技術開発部（横浜市金沢区）
工　　場	広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市金沢区）、名機製作所（愛知県大府市）

（注）1. 2023年3月6日付をもって、東北営業所を移転いたしました。
2. 2023年4月1日付をもって、当社及び当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社の研究開発組織の再編を実施し、当社の研究開発拠点として先端技術研究所（広島県安芸区）、マテリアル技術研究所（北海道室蘭市）及び電子デバイス技術研究所（横浜市金沢区）を新設いたしました。これに伴い従来の当社広島製作所技術開発部及び横浜製作所技術開発部、並びに日本製鋼所M＆E株式会社室蘭製作所室蘭研究所を廃止し、その機能を先端技術研究所、マテリアル技術研究所及び電子デバイス技術研究所に移管・統合いたしました。

② 子会社

会　社　名	所　　在　　地
日本製鋼所M&E株式会社	北海道室蘭市
日鋼YPK商事株式会社	東京都品川区
JSWアクティナシステム株式会社	神奈川県横浜市金沢区
JSWアフティ株式会社	東京都八王子市
日鋼テクノ株式会社	広島県広島市安芸区
日鋼特機株式会社	東京都新宿区
室蘭銅合金株式会社	北海道室蘭市
ファインクリスタル株式会社	北海道室蘭市
株式会社タハラ	千葉県印西市
株式会社ジーエムエンジニアリング	神奈川県横浜市港北区
Japan Steel Works America, Inc.	米国　ニューヨーク州
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール

会　社　名	所　在　地
S M　P L A T E K　CO., LTD.	韓国　安山市
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	中国　広東省深圳市
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国　上海市
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	中国　浙江省寧波市
JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.	ポーランド

（注）JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.は2022年7月6日にポーランドに設立いたしました。

（10）従業員の状況（2023年３月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
4,966名	363名減

（注）従業員数は就業員数であります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,758名	9名減	39.3歳	12.5年

（注）従業員数は就業員数であります。

（11）主な借入先及び借入額（2023年３月31日現在）

①　当社の借入先の状況

借　入　先	借　入　金　残　高
シ　ン　ジ　ケ　ー　ト　ロ　ー　ン	20,000百万円
株　式　会　社　三　井　住　友　銀　行	4,630百万円
三　井　住　友　信　託　銀　行　株　式　会　社	4,600百万円
株　式　会　社　三　菱　U　F　J　銀　行	1,708百万円

（注）1. シンジケートローンのうち、10,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする9社の協調融資によるものです。
2. シンジケートローンのうち、10,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする14社の協調融資によるものです。

②　子会社の借入先の状況

借　入　先	借　入　金　残　高
株　式　会　社　北　洋　銀　行	2,980百万円

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年３月31日現在）

（1）当社が発行する株式に関する事項

① **発行可能株式総数** 200,000,000株

② **発行済株式総数** 74,387,779株

③ **資　本　金** 19,799,829,249円

④ **株　主　数** 24,118名　（前期末比3,525名増）

⑤ **大　株　主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,603,400	18.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,302,900	12.64
大樹生命保険株式会社	2,827,600	3.84
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピー アールデイ アイエスジー エフアイー - エイシー	2,741,170	3.73
株式会社三井住友銀行	2,200,032	2.99
三井住友信託銀行株式会社	1,630,400	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	1,564,800	2.13
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505012	1,314,769	1.79
ジユニパー	1,127,200	1.53
三菱重工業株式会社	1,006,200	1.37

（注）　持株比率は、発行済株式総数から自己株式（804,399株）を控除して計算しております。

⑥ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,450株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）　当社の株式報酬の内容につきましては、45頁「4.(2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

④ 政策保有株式の縮減に向けた取り組み

当社は、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、政策保有株式の保有意義の定期的な確認・見直しを実施しており、保有意義が薄れた株式については順次売却を進めております。

また、中期経営計画「JGP2025」において、持続的な企業価値向上を目的に、成長投資と株主還元の適切なバランスを確保することを財務戦略に掲げ、政策保有株式の売却によって得られた資金を成長投資と株主還元に振り分けることとしております。

なお、政策保有株式につきましては2025年３月期末までに、純資産対比10%以下まで縮減することを計画しており、順次縮減を進めてまいります。

	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (2021年度)	第97期（当期） (2022年度)
保有銘柄数（銘柄） (みなし保有株式を含む場合)	85 (88)	69 (72)	62 (65)	56 (59)
貸借対照表計上額の 合計額（百万円） (みなし保有株式を含む場合)	20,492 (21,950)	24,011 (26,130)	18,648 (20,737)	18,392 (21,122)
対連結純資産比率（%） (みなし保有株式を含む場合)	15.5 (16.6)	16.9 (18.4)	12.3 (13.7)	11.4 (13.1)

（注）みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2023年３月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏　　名
代表取締役社長		松　尾　敏　夫
代表取締役副社長	安全保障輸出管理管掌、人事教育部管掌、CSR・リスク管理担当、ESG推進担当、安全衛生管理・環境管理担当、総務部担当、素形材・エンジニアリング事業担当	出　口　淳一郎
取締役常務執行役員	CFO、樹脂機械事業部・成形機事業部・特機本部管掌、経理部担当、経営企画室長	菊　地　宏　樹
取締役常務執行役員	新事業推進本部長	三　戸　慎　吾
取締役常務執行役員	CTO、全社品質担当、品質統括室長、知的財産部担当、横浜製作所担当、産業機械事業部長、事業開発室長	井　上　茂　樹
取　締　役		出　川　定　男
取　締　役	株式会社IHI 社外取締役 株式会社島津製作所 社外取締役	中　西　義　之
取　締　役	株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役	三　井　久　夫
常勤監査役		西　山　　透
常勤監査役		清　水　博　之
監　査　役		谷　澤　文　彦
監　査　役		三　澤　浩　司

（注）1. 取締役　出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役　谷澤文彦氏及び三澤浩司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役　谷澤文彦氏及び三澤浩司氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役　出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏並びに監査役　谷澤文彦氏及び三澤浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役　出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第１項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当事業年度中に在任していた者を含む当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が被保険者に対して訴訟提起した場合等、一定の事由においては補填の対象としないこととしております。

7. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりです。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
井　上　茂　樹	取締役常務執行役員 CTO、全社品質担当、知的財産部担当、横浜製作所担当、産業機械事業部長、事業開発室長	取締役常務執行役員 CTO、全社品質担当、品質統括室長、知的財産部担当、横浜製作所担当、産業機械事業部長、事業開発室長	2022年9月16日
中　西　義　之	当社取締役 DIC株式会社　相談役 株式会社IHI　社外取締役 株式会社島津製作所　社外取締役	当社取締役 株式会社IHI　社外取締役 株式会社島津製作所　社外取締役	2023年3月29日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
宮　内　直　孝	2022年６月24日	任期満了	取締役
岩　本　隆　志	2022年６月24日	任期満了	取締役常務執行役員、CISO、デジタル化推進担当
柴　田　　尚	2022年６月24日	辞任	常勤監査役

(3) 取締役　井上茂樹氏及び監査役　清水博之氏は、2022年6月24日開催の第96回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

8. 2023年４月１日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏　　名
代表取締役社長		松　尾　敏　夫
代表取締役副社長	安全保障輸出管理管掌、CSR・リスク管理担当、ESG推進担当、環境管理担当、総務部担当、素形材・エンジニアリング事業担当	出　口　淳一郎
取締役常務執行役員	CFO、経理部担当、経営企画室長、事業開発室長	菊　地　宏　樹
取締役常務執行役員	CTO、全社品質担当、知的財産部担当、新事業推進本部担当、品質統括室長、イノベーションマネジメント本部長	井　上　茂　樹
取　締　役		三　戸　慎　吾
取　締　役		出　川　定　男
取　締　役		中　西　義　之
取　締　役		三　井　久　夫
常務執行役員	CISO、デジタル化推進担当	岩　本　隆　志
常務執行役員	樹脂機械事業部長	馬　本　誠　司
常務執行役員	成形機事業部長	布　下　昌　司

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容に関する事項

ア. 取締役の報酬等に係る決定方針

当社は、2021年３月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下本項において「決定方針」といいます。）を決議し、更に2022年３月23日開催の取締役会において、改定を決議しております。なお、それぞれの取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議内容について報酬諮問委員会にて審議し、答申を受けております。

決定方針の内容は以下の通りです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、当社の持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとなり、またそれぞれの役割と責務に応じた水準となる報酬体系とし、その決定過程においては公正性と透明性を確保する報酬制度とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬（年額報酬の基礎部分）、変動報酬（年額報酬の全社業績連動部分及び部門業績・成果連動部分＋賞与）及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみを支払う。

b. 決定の手続き

取締役の報酬は、報酬諮問委員会の答申を経て取締役会にて決定する。但し、年額報酬の役位別、個人別の配分及び賞与の個人別配分については、取締役会の決議により、代表取締役社長に委任することができる。その場合、本委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従い決定するものとする。

c. 報酬の構成と割合

取締役の報酬の構成とその割合は、以下のとおりとする。

１）代表取締役社長及び代表取締役副社長

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分）及び株式報酬とする。割合は、社長は「固定報酬（①基礎部分）：変動報酬（②全社業績連動部分）：株式報酬＝55：35：10」、副社長は「固定報酬（①基礎部分）：変動報酬（②全社業績連動部分）：株式報酬＝60：30：10」を目安とする。

２）社内取締役

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分、③部門業績・成果連動部分）、賞与及び株式報酬とする。割合は、「固定報酬（①基礎部分）：変動報酬（②全社業績連動部分、③部門業績・成果連動部分、賞与）：株式報酬＝60：30：10」を目安とする。

3）社外取締役の報酬については、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成する。

なお、取締役の報酬の水準及び構成割合については、ベンチマークとする当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準や当社従業員の給与水準を踏まえて、定期的にその妥当性を検証する。

イ．監査役の報酬等

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成され、各監査役の報酬は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役の報酬等の算出方法に係る事項

ア．年額報酬

a. 基礎部分

基礎部分は、固定報酬として役位及び在任年数に応じて決定しております。

b. 全社業績連動部分

全社業績連動部分は、変動報酬として各年度の連結業績に応じて決定しております。親会社株主に帰属する当期純利益部分と連結営業利益部分により構成されております。

なお、当該指標を選択した理由は、中期経営計画における全社業績目標に直結する重要指標であるためです。

1）親会社株主に帰属する当期純利益部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50％に対して、中期経営計画にて定めた親会社株主に帰属する当期純利益目標額に対する前年度末時における達成率を乗じて決定します。

2）連結営業利益部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50％に対して連結営業利益目標額に対する達成率を乗じて決定します。

c. 部門業績・成果連動部分

部門業績・成果連動部分は、変動報酬として取締役の担当する部門の業績評価に応じて決定しております。

取締役の役位に応じた部門業績・成果連動部分基準額に対して、経営戦略会議にて決定された部門業績評価（S、A、B、C、Dのランク付け）に基づく係数を乗じて決定します。

なお、各部門の部門業績評価は、経営戦略会議において、年度事業予算達成を目標とする評価基準（業績指標および定性評価項目等）を年度初に設定し、次年度において評価基準の達成率に基づき決定します。

当事業年度の部門業績評価における評価項目（業績指標）は、業績の早期回復を重視するために「受注高」及び「営業利益」としました。

イ．賞与

賞与は、変動報酬として取締役の担当する部門の業績評価及び個人別の業績成果に応じて決定しております。部門の業績評価部分と個人別の業績成果部分の比率は50％：50％としております。但し、本社部門を管掌する取締役については、個人別の業績成果部分のみとしております。

部門の業績評価部分と個人別の業績成果部分における評価項目（業績指標）は次のとおりです。

なお、当該指標を選択した理由は、中期経営計画における部門業績目標に直結する重要指標であるためです。

a. 部門の業績評価部分

取締役の役位に応じた賞与基準額に対して、中期経営計画にて定めた各部門の連結営業利益目標額に対する前年度末時における達成率を乗じて決定します。

b. 個人別の業績成果部分

担当部門の受注高・売上高・営業利益額の年度実績比、中期経営計画の進捗状況、新規市場開拓・品質・安全成績・コンプライアンスの3つの指標を基本に、A～Eのランクを決定し、賞与基準額にランクに応じた係数を乗じて決定します。

ウ．株式報酬

株式報酬は、企業価値向上のための中長期的なインセンティブ及び株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

当社は、社外取締役を除く取締役との間で、譲渡制限期間（3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間）を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結し、当該取締役に対して当社の普通株式を発行し又は処分するものとしております。

割当株式数については、取締役の役位に応じた職位別基準額を譲渡制限付株式報酬割当契約の締結に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式終値で除した株数とします。

なお、具体的な配分については、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて決定します。

エ．当事業年度の評価項目の目標値及び実績値

評価項目(連結)	事業セグメント	目標値（億円）	実績値（億円）
受 注 高	産業機械事業	2,385	2,331
	素形材・エンジニアリング事業	385	411
		2,800	2,760
売 上 高	産業機械事業	2,210	2,029
	素形材・エンジニアリング事業	420	339
		2,660	2,387
営業利益	産業機械事業	245	189
	素形材・エンジニアリング事業	15	△8
		215	138
親会社株主に帰属する当期純利益		140	119

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長松尾 敏夫に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分及び賞与の個人別配分の具体的な決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容の決定は報酬諮問委員会からの答申に従うものと決定方針に規定しております。

④　当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定において、報酬諮問委員会にて決定方針との整合性等を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、取締役会は当該内容の決定を決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	決議時点における役員の員数	報酬限度額	株主総会決議年月日
取締役	年額報酬・賞与	取締役９名	年額480百万円以内	2018年６月26日 第92回定時株主総会
		（うち社外取締役３名）	（年額50百万円以内）	2020年６月24日 第94回定時株主総会
	譲渡制限付株式報酬	社外取締役を除く取締役６名	年額100百万円以内	2018年６月26日 第92回定時株主総会
監査役	年額報酬	監査役４名	年額90百万円以内	2018年６月26日 第92回定時株主総会

⑥　取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	305,566 （33,660）	188,972 （33,660）	91,590 （―）	25,004 （―）	10 （3）
監査役 （うち社外監査役）	55,200 （19,200）	55,200 （19,200）	―	―	5 （2）
合計 （うち社外役員）	360,766 （52,860）	244,172 （52,860）	91,590 （―）	25,004 （―）	15 （5）

（注）1. 上記の報酬には、2022年６月24日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名への支給分を含んでおります。
2. 当事業年度における株式報酬の交付状況は、37頁「2.(1)⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　出川定男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

② 取締役　中西義之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

DIC株式会社の会長職及び取締役を退任後、2021年３月30日付で同社相談役に就任しておりましたが、2023年3月29日付にて同社相談役を退任しております。また、株式会社IHI及び株式会社島津製作所の社外取締役を兼任しております。各社と当社の間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

③ 取締役　三井久夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社リブドゥコーポレーションの社外監査役を兼任しております。同社と当社の間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

④ 監査役 谷澤文彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

⑤ 監査役 三澤浩司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

(注) 21頁から25頁の「1.(5)対処すべき課題」に記載しておりますとおり、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する実際の検査数値を、仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが社内調査により判明いたしました。社外取締役及び社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。また、当該事実の判明後は、当該事実の全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けたさらなるコンプライアンス体制の強化等について提言を行うなど、その職責を適切に遂行しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務の報酬等の額	69,255千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	―千円
合計	69,255千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　98,755千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社の監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、報酬の額は妥当であるとの結論に至ったことから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第２条第１項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 以下の重要な子会社は当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.
SM PLATEK CO., LTD.
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、事業活動の判断と行動の軸となる「Purpose（パーパス）」を起点とした企業グループ理念体系「Our Philosophy」を新たに定め、また企業活動における基本原則である「日本製鋼所グループ　企業行動基準」とともに、これらに沿った企業活動を通じ、社会価値の創出と持続的な企業価値の向上を図ります。そしてその実現のための企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制の基本方針）を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令、社内規程及び顧客・取引先との契約等の遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、風通しのよい職場風土の醸成、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための啓発にあると考えて、これらを推進します。

② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長、取締役会、監査役会のほか、適宜、経営戦略会議もしくは部門業績報告会議または関係者に報告します。

③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の通報・相談の制度を設け、そのルートについて社外を含め複数確保します。

④ 当社は、「反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底」を「日本製鋼所グループ　企業行動基準」に明示するとともに、不当な要求に対しては、法に則り、関係団体とも連携してこれを拒否します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。

また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。

② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。

② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、取締役または執行役員を責任者とするスリーラインモデルの全社的リスクマネジメント体制を整備します。リスク管理部門を事務局とするリスクマネジメントにおける全社組織横断の委員会を組成し、グループの重要リスクの選定やリスク対応の審議、指示・指導、評価を行い、適宜、取締役会及び経営戦略会議に報告します。また、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。品質マネジメントに係るリスクについて、全社的な品質保証体制を構築し、主管する部門による教育、指導、監査等を通じて、リスクの低減を図ります。

③ 当社は、リスク管理の状況等について、内部監査部門がモニタリング、評価を行い、適宜、取締役会及び経営戦略会議に報告します。

④ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門では取締役もしくは執行役員が、事業部では執行役員もしくは使用人が取締役会から委嘱・任命された業務執行を統括・執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または経営戦略会議で、審議・決裁・報告を行い、取締役会が監督します。

② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等で行い、取締役会が監督します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、当社の「Our Philosophy」及び「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に従い、グループ子会社を含めた全社的な内部統制の整備・構築を推進します。そのために、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づく適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、自律的かつ効率的に業務執行をすることを支援します。

② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。

③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、スリーラインモデルの第１線として関連会社主管部門が監督するとともに、第２線の本社各部門がリスクの様態に応じてモニタリング及び指導を行います。また第３線である内部監査部門が、定期的または随時、監査を実施し、必要に応じて助言を行います。

④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。

② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、取締役会、経営戦略会議、部門業績報告会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席する機会を確保します。

② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。

③　当社の取締役、執行役員及び使用人等は、業務遂行上、重大なリスク等を発見・認識した場合は、速やかにこれを監査役に報告します。
④　当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
②　当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
③　当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または経営戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しており、これに従って該当する案件の決議を行いました。また、「日本製鋼所グループ　企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。

このほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対してコンプライアンス及びリスク管理に関するｅラーニングを実施しました。

② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役、経営戦略会議他に報告しました。

③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、内部通報の受付窓口を外部の専門業者とし、通報・相談者の秘密保持強化や通報行為への心理的負担の軽減を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては経営戦略会議又は取締役会等にて審議しています。

② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に経営戦略会議に報告しています。

③　当社は、2022年５月に公表しましたグループ子会社における品質検査の不適切行為については、独立した外部弁護士のみによって構成された特別調査委員会から不適切行為の内容、原因分析に係る調査結果と再発防止に向けた提言を受領しました。当社では、更なる真因の究明を行い、それらを踏まえて再発防止策を取りまとめ、取締役会にて決議しました。加えて、その実施状況については継続的にモニタリングすることとしています。再発防止の諸施策を着実に実行していますが、2022年度における主な実施状況は以下のとおりです。

・当該グループ子会社における品質管理体制を見直し、相互牽制が機能する組織体制に改正しました。
・品質保証活動における内部統制強化のために、当社の各製作所及びグループ子会社の品質保証活動を監視・監督する部門として、本社に「品質統括室」を設置しました。
・当社及びグループ子会社全体の「品質方針」と「品質基本行動指針」を制定し、当社社長及び全社品質担当取締役より品質保証活動推進のための社内メッセージを発信しました。
・「品質基本行動指針」を通じて、品質コンプライアンスの対象が法令に限らず、社内規程や顧客・取引先との契約も含まれることを再徹底しました。
・リスク管理強化のために、重大なリスク等を発見・認識した場合における当社の取締役、執行役員及び使用人等から監査役への報告経路を確立しました。
・当社は、「何でも気軽に相談できる風通しの良い組織」「チャレンジが推奨できる組織」への変革を目指して、組織風土の改革プロジェクトを立ち上げ、活動を推進しています。
・当社社長による現場従業員とのタウンホールミーティングを定期的に開催しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、2023年２月24日開催の取締役会において、2023年４月１日付の取締役及び執行役員の委嘱業務の変更を行いました。

②　取締役及び執行役員は、中期経営計画「JGP2025」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等において報告しています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、事業活動の判断と行動の軸となる企業グループ理念「OurPhilosophy」を新たに定め、「日本製鋼所グループ　企業行動基準」とともに、社長メッセージの発信や社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。

② 当社は、「関連会社管理規程」において、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを明確にしております。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生の都度、主管部門に対してこれを報告しています。

③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、グループ子会社の主管部門がグループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施したほか、スリーラインモデル第２線の本社部門並びに第３線の内部監査部門も、それぞれの業務視点からグループ子会社を監査しました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員が監査役の職務を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、その全員が取締役会及び社外役員連絡協議会に出席するほか、輪番で経営戦略会議及び部門業績報告会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。

② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が確保されています。また、監査役は、グループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による業務執行部門及びグループ子会社に対する監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。

② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。監査役、内部監査部門及び会計監査人は、必要に応じて、三者間で情報・意見交換を行っています。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び経営戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。

したがって、当社は、当社株券等の大量買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 役員指名及び解任の基本方針・手続

1. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定および執行役員の選任並びに役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役および監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

2. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「Our Philosophy (Purpose、Vision、Value Creation Process)」および「日本製鋼所グループ　企業行動基準」に基づき、当社の業績、企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験および高い倫理観を有している者。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

3. 選定手続

取締役候補者の選定および執行役員の選任については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

4. 解任基準

役員が法令、定款に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

5. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

6. 社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者とします。

(5) 社長選任及び解任の手続

1. 社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

2. 選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

3. 解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第97期 (2023年３月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	**263,856**
現金及び預金	87,286
受取手形	1,826
電子記録債権	3,672
売掛金	66,697
商品及び製品	5,668
仕掛品	76,245
原材料及び貯蔵品	8,839
前渡金	7,430
前払費用	350
未収入金	563
未収法人税等	197
未収消費税等	3,813
その他の流動資産	1,632
貸倒引当金	△369
固定資産	**84,501**
有形固定資産	**44,583**
建物及び構築物	21,197
機械装置及び運搬具	11,084
工具･器具･備品	1,915
土地	7,502
リース資産	761
建設仮勘定	2,121
無形固定資産	**1,537**
のれん	242
リース資産	30
その他の無形固定資産	1,264
投資その他の資産	**38,381**
投資有価証券	19,388
長期貸付金	300
長期前払費用	147
更生債権等	151
退職給付に係る資産	3,394
繰延税金資産	11,873
その他の投資	3,377
貸倒引当金	△251
資産合計	348,358

科　目	第97期 (2023年３月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	**137,412**
支払手形及び買掛金	34,715
電子記録債務	34,481
短期借入金	10,905
一年内返済予定の長期借入金	2,523
リース債務	292
未払金	1,495
未払法人税等	1,605
未払消費税等	275
未払費用	12,187
契約負債	33,358
役員賞与引当金	46
完成工事補償引当金	310
工事損失引当金	388
風力事業損失引当金	512
事業再構築引当金	1,541
その他の流動負債	2,772
固定負債	**50,308**
長期借入金	29,118
リース債務	581
繰延税金負債	352
役員退職慰労引当金	44
退職給付に係る負債	11,174
長期預り保証金	7,056
資産除去債務	1,401
その他の固定負債	578
負債合計	187,721
(純資産の部)	
株主資本	**154,108**
資本金	**19,799**
資本剰余金	**5,531**
利益剰余金	**131,093**
自己株式	**△2,315**
その他の包括利益累計額	**4,991**
その他有価証券評価差額金	**2,956**
繰延ヘッジ損益	**△359**
為替換算調整勘定	**1,168**
退職給付に係る調整累計額	**1,225**
非支配株主持分	**1,536**
純資産合計	160,636
負債及び純資産合計	348,358

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	第97期 （2022年４月１日から2023年３月31日まで）	
売上高		**238,721**
売上原価		**189,340**
売上総利益		**49,380**
販売費及び一般管理費		**35,533**
営業利益		**13,846**
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	628	
固定資産賃貸益	555	
雑収益	804	2,039
営業外費用		
支払利息	210	
持分法による投資損失	2	
遅延違約金	427	
雑損失	285	927
経常利益		**14,958**
特別利益		
固定資産売却益	5,273	
投資有価証券売却益	415	
関係会社清算益	151	5,840
特別損失		
固定資産売却損	227	
固定資産除却損	325	
投資有価証券評価損	344	
品質不適切行為関連損失	1,383	2,280
税金等調整前当期純利益		**18,518**
法人税、住民税及び事業税	**4,388**	
法人税等調整額	**2,190**	**6,578**
当期純利益		**11,940**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△34**
親会社株主に帰属する当期純利益		**11,974**

連結株主資本等変動計算書

第97期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**19,778**	**5,510**	**123,790**	**△2,314**	**146,765**
当期変動額					
新株の発行	20	20			41
剰余金の配当			△4,672		△4,672
親会社株主に帰属する当期純利益			11,974		11,974
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	**20**	**20**	**7,302**	**△1**	**7,343**
当期末残高	**19,799**	**5,531**	**131,093**	**△2,315**	**154,108**

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**2,217**	**△453**	**250**	**661**	**2,674**	**1,643**	**151,083**
当期変動額							
新株の発行					—		41
剰余金の配当					—		△4,672
親会社株主に帰属する当期純利益					—		11,974
自己株式の取得					—		△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	739	94	918	564	2,316	△107	2,209
当期変動額合計	**739**	**94**	**918**	**564**	**2,316**	**△107**	**9,553**
当期末残高	**2,956**	**△359**	**1,168**	**1,225**	**4,991**	**1,536**	**160,636**

連結注記表

自　2022年４月１日　至　2023年３月31日

1.　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

① 連結子会社の数　33社

（日本製鋼所M&E㈱、日鋼YPK商事㈱、ファインクリスタル㈱、日鋼テクノ㈱、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE)PTE.LTD. 他）　当連結会計年度において Fine Crystal Precision(S.Z.)Co.,Ltd.は清算結了したため、連結対象外としております。

当連結会計年度において当社が100％子会社となるJSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.を設立し、連結子会社としております。

② 非連結子会社の数　12社

（JSW Plastics Machinery (TAIWAN) Corp. 他）

非連結子会社は、連結会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

③ 持分法適用会社の数　２社

（西胆振環境㈱、捷姆富（浙江）光電有限公司）

非連結子会社（JSW Plastics Machinery (TAIWAN) Corp. 他11社）及び関連会社（寧波通用塑料机械制造有限公司 他1社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(2) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、他10社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、他10社については連結決算日との差は３ヶ月以内であるため、12月31日現在の貸借対照表及び損益計算書を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ……時価法

ハ．棚卸資産

商品・製品・仕掛品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）

主として建物及び建物附属設備については定額法、その他は定率法

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	6 ～65年
機械装置及び運搬具	3 ～20年

ロ．無形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）・長期前払費用

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

ハ．ファイナンス・リース資産
　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸　倒　引　当　金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ．完成工事補償引当金……完成工事に係る補償に備えるため、見積額を計上しております。

ニ．工事損失引当金……当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

ホ．風力事業損失引当金……風力発電機の特定の部品の不具合に対応するため、損失見込額を計上しております。

ヘ．事業再構築引当金……風力発電機事業の再構築のために、過年度販売済みの風力発電機に関する損失見込額を計上しております。

ト．役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法
　　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

小規模企業等の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額または年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

イ．主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは産業機械事業、素形材・エンジニアリング事業及びその他事業を展開しております。これらの事業における主な履行義務の内容は、製品の販売及びサービスの提供であります。

ロ．収益を認識する通常の時点

製品の販売については、通常、製品を引き渡した時点において収益を認識しております。サービスの提供については、通常、サービスの提供が完了した時点において収益を認識しております。

ハ．収益を理解するための基礎となるその他の情報

取引の対価は概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

また、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

金利通貨スワップについては、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合は一体処理（振当処理、特例処理）を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……先物為替予約

ヘッジ対象……外貨建受注工事の受取代価及び外貨建購買債務

ヘッジ手段……金利スワップ、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……円貨建て借入金及び外貨建て借入金

ハ．ヘッジ方針

輸出入取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク、為替変動リスクを回避するため、為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を行っております。そのため、実需取引を原則とし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動、キャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑧　のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法

3. 会計上の見積りに関する注記

（退職給付に係る負債・退職給付に係る資産）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

①	退職給付に係る負債	11,174百万円
②	退職給付に係る資産	3,394百万円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、数理計算上の仮定に基づいて計算しております。

主要な仮定は、割引率及び年金資産の長期期待運用収益率であり、割引率は、支払見込期間に対応する社債利回りを基に決定しております。また、年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を基礎として決定しております。

主要な仮定である割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

①	担保に供している資産	
	現金及び預金	100百万円
②	担保に係る債務	
	一年内返済予定の長期借入金	24百万円
	長期借入金	89百万円

（2）有形固定資産減価償却累計額　191,914百万円

（3）保証債務残高

非連結子会社銀行借入金等保証	37百万円

（4）受取手形裏書譲渡高　40百万円

電子記録債権譲渡高　9百万円

(5) 偶発債務

当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する検査数値を、関連仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが社内調査により判明し、外部弁護士から構成される特別調査委員会の調査報告書を受領しました。

つきましては、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当連結会計年度の連結計算書類には反映しておりません。

5. 連結損益計算書に関する注記

品質不適切行為関連損失

当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社（以下「M&E社」といいます。）が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する検査数値を、関連仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為（以下「不適切行為」といいます。）が行われていたことが社内調査により判明いたしました。

当社は、今般のM&E社での不適切行為の発覚を受けて、M&E社のみならず当社グループの品質保証体制の検証に取り組んでおり、加えて、外部弁護士から構成される特別調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。これらに関連する費用等を品質不適切行為関連損失として計上しております。

なお、本件事案の今後の進捗次第では、顧客への補償費用等の発生により当社の連結業績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当連結会計年度の連結計算書類には反映しておりません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式		
普通株式	74,373,265	74,387,779
合　　計	74,373,265	74,387,779
自己株式		
普通株式	804,074	804,399
合　　計	804,074	804,399

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2022年６月24日 定時株主総会	普通株式	2,538百万円	34.5円	2022年３月31日	2022年６月27日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	2,133百万円	29.0円	2022年９月30日	2022年12月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2023年６月27日 定時株主総会	普通株式	2,133百万円	利益剰余金	29.0円	2023年３月31日	2023年６月28日

7.　金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金・設備資金については、まず営業キャッシュ・フローで創出した資金を投入し、不足分について必要な資金を当社及び連結子会社が各々調達（主に銀行借入や社債発行）しております。また一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、概ね１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後11年であります。このうち一部は、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスク及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等における「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスク及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引及び金利通貨スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、部門業績報告会議に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて管理を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社は、担当部署が資金繰計画に基づき管理するとともに、定期的に当社へ報告しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注２）参照)。また、「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	17,706	17,706	—
資産計	17,706	17,706	—
① 一年内返済予定の長期借入金	2,523	2,524	1
② 長期借入金	29,118	28,959	△159
負債計	31,642	31,483	△158
デリバティブ取引（*）	(375)	(375)	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１）デリバティブ取引に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの　：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時　価
				うち１年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	10,000	10,000	（＊）
金利通貨スワップの一体処理（振当処理・特例処理）	金利通貨スワップ取引 受取米ドル・支払円 受取変動・支払固定	長期借入金	708	—	（＊）
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		9,458	1,387	△285
	ユーロ		5,437	1,764	△267
	タイバーツ		26	—	0
	買建	買掛金			
	米ドル		1,356	55	△37
	ユーロ		2,783	—	215

（＊）金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表価額
非上場株式	1,681

非上場株式は、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額	時　　価			
		レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	17,706	17,706	—	—	17,706
資産計	17,706	17,706	—	—	17,706
デリバティブ取引（*）					
通貨関連	(375)	—	(375)	—	(375)
デリバティブ取引計	(375)	—	(375)	—	(375)

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

② 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額	時　　価			
		レベル１	レベル２	レベル３	合　計
一年内返済予定の長期借入金	2,523	—	2,524	—	2,524
長期借入金	29,118	—	28,959	—	28,959
負債計	31,642	—	31,483	—	31,483

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「一年内返済予定の長期借入金並びに長期借入金」参照）。

一年内返済予定の長期借入金並びに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理の対象とされているため（上記デリバティブ取引参照）、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しております。これらの時価は、レベル２の時価に分類しております。

8. １株当たり情報に関する注記

①	１株当たり純資産額	2,162円18銭
②	１株当たり当期純利益	162円75銭

9. 後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

（1）収益の分解情報

当社グループの主な財又はサービスの種類は、樹脂製造・加工機械、成形機、その他の産業機械、鋳鍛鋼製品、エンジニアリング他、その他であります。

また、それぞれの売上高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

財又はサービス	売上高
樹脂製造・加工機械	92,235
成形機	65,835
その他の産業機械	44,874
鋳鍛鋼製品	24,922
エンジニアリング他	9,051
その他	1,803
合　計	238,721

（2）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「２．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（３）会計方針に関する事項　⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、主に販売契約に基づいて顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、通常、財またはサービスを顧客に移転する前に対価を受け取った場合に増加し、履行義務を充足することにより減少します。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、20,271百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は252,754百万円であります。

当該金額は、履行義務の充足に応じて概ね２年以内に収益として認識する見込みです。

貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第97期 (2023年３月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	**178,425**
現金及び預金	58,645
受取手形	172
電子記録債権	696
売掛金	54,526
商品及び製品	102
仕掛品	40,931
原材料・貯蔵品	3,546
前渡金	8,709
前払費用	221
貸付金	5,000
未収入金	1,658
未収消費税等	2,641
その他の流動資産	1,572
固定資産	**94,868**
有形固定資産	**37,033**
建物	17,677
構築物	1,474
機械装置	8,536
車両運搬具	83
工具･器具･備品	1,690
土地	6,277
リース資産	57
建設仮勘定	1,236
無形固定資産	**1,248**
のれん	242
諸利用権	90
ソフトウェア	875
ソフトウェア仮勘定	36
リース資産	2
投資その他の資産	**56,585**
投資有価証券	18,393
関係会社株式	20,907
関係会社出資金	964
長期貸付金	2,700
繰延税金資産	9,543
長期前払費用	122
前払年金費用	2,803
その他の投資	1,220
貸倒引当金	△69
資産合計	**273,293**

科　目	第97期 (2023年３月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	**106,755**
支払手形	901
電子記録債務	30,313
買掛金	19,139
短期借入金	8,830
一年内返済予定の長期借入金	2,248
リース債務	32
未払金	2,547
未払費用	6,286
未払法人税等	576
契約負債	27,920
役員賞与引当金	14
完成工事補償引当金	45
工事損失引当金	306
風力事業損失引当金	512
事業再構築引当金	1,541
設備関係支払手形	1,321
その他の流動負債	4,218
固定負債	**37,110**
長期借入金	26,840
長期預り保証金	412
リース債務	34
退職給付引当金	7,561
関係会社事業損失引当金	978
資産除去債務	1,272
その他の固定負債	11
負債合計	**143,866**
(純資産の部)	
株主資本	**126,440**
資本金	**19,799**
資本剰余金	**5,526**
資本準備金	5,526
利益剰余金	**103,429**
利益準備金	3,236
その他利益剰余金	100,193
固定資産圧縮積立金	3,088
固定資産圧縮特別勘定積立金	2,648
別途積立金	60,000
繰越利益剰余金	34,455
自己株式	**△2,315**
評価・換算差額等	**2,987**
その他有価証券評価差額金	**2,875**
繰延ヘッジ損益	**111**
純資産合計	**129,427**
負債及び純資産合計	**273,293**

損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	第97期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）	
売上高		**157,272**
売上原価		**127,339**
売上総利益		**29,933**
販売費及び一般管理費		**21,598**
営業利益		**8,335**
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	3,036	
雑収益	1,136	4,210
営業外費用		
支払利息	188	
手形・債権売却損	4	
固定資産賃貸損	118	
雑損失	138	449
経常利益		**12,095**
特別利益		
固定資産売却益	5,267	
投資有価証券売却益	415	5,683
特別損失		
固定資産売却損	227	
固定資産除却損	272	
有価証券評価損	344	
品質不適切行為関連損失	217	1,061
税引前当期純利益		**16,717**
法人税、住民税及び事業税	**2,303**	
法人税等調整額	**2,457**	**4,761**
当期純利益		**11,956**

株主資本等変動計算書（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	19,778	5,505	5,505
当期変動額			
新株の発行	20	20	20
剰余金の配当			—
当期純利益			—
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			—
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			—
当期変動額合計	20	20	20
当期末残高	19,799	5,526	5,526

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,236	3,092	—	60,000	29,815	96,145
当期変動額						
新株の発行						—
剰余金の配当					△4,672	△4,672
当期純利益					11,956	11,956
固定資産圧縮積立金の積立		175			△175	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△179			179	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			2,648		△2,648	—
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	—	△3	2,648	—	4,639	7,284
当期末残高	3,236	3,088	2,648	60,000	34,455	103,429

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,314	119,115	2,140	51	2,192	121,307
当期変動額						
新株の発行		41			—	41
剰余金の配当		△4,672			—	△4,672
当期純利益		11,956			—	11,956
固定資産圧縮積立金の積立		—			—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—			—	—
自己株式の取得	△1	△1			—	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	734	60	795	795
当期変動額合計	△1	7,325	734	60	795	8,120
当期末残高	△2,315	126,440	2,875	111	2,987	129,427

個別注記表

自　2022年４月１日　至　2023年３月31日

1.　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

２－１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品・仕掛品……主として個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 原材料・貯蔵品……主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

２－２．固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）

建物及び建物附属設備については定額法、その他は定率法

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	6 ～65年
機械装置及び運搬具	3 ～20年

② 無形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）・長期前払費用
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法
③ リース資産
ファイナンス・リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

２－３．引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度に見合う分を計上しております。
③ 完成工事補償引当金……完成工事に係る補償に備えるため、見積額を計上しております。
④ 工事損失引当金……当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
⑤ 風力事業損失引当金……風力発電機の特定の部品の不具合に対応するため、損失見込額を計上しております。
⑥ 事業再構築引当金……風力発電機事業の再構築のために、過年度販売済みの風力発電機に関する損失見込額を計上しております。
⑦ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑧ 関係会社事業損失引当金……関係会社の事業の損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

2－4．収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は産業機械事業及びその他事業を展開しております。これらの事業における主な履行義務の内容は、製品の販売及びサービスの提供であります。

② 収益を認識する通常の時点

製品の販売については、通常、製品を引き渡した時点において収益を認識しております。サービスの提供については、通常、サービスの提供が完了した時点において収益を認識しております。

③ 収益を理解するための基礎となるその他の情報

取引の対価は概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2－5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

金利通貨スワップについては、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合は一体処理（振当処理、特例処理）を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……先物為替予約

ヘッジ対象……外貨建受注工事の受取代価及び外貨建購買債務

ヘッジ手段……金利スワップ、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……円貨建て借入金及び外貨建て借入金

③ ヘッジ方針

当社は、輸出入取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク、為替変動リスクを回避するため為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を行っております。

そのため、実需取引を原則とし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動、キャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額などを基礎にして判断しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法

3. 会計上の見積りに関する注記

（退職給付引当金・前払年金費用）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

①	退職給付引当金	7,561百万円
②	前払年金費用	2,803百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付引当金及び前払年金費用は、数理計算上の仮定に基づいて計算しております。主要な仮定は、割引率及び年金資産の長期期待運用収益率であり、割引率は、支払見込期間に対応する社債利回りを基に決定しております。

また、年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を基礎として決定しております。

主要な仮定である割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付引当金及び前払年金費用に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　179,489百万円

（2）保証債務

関係会社銀行借入金等保証　4,082百万円

（3）偶発債務

当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する検査数値を、関連仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが社内調査により判明し、外部弁護士から構成される特別調査委員会の調査報告書を受領しました。

つきましては、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当事業年度の計算書類には反映しておりません。

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

①	短期金銭債権	23,641百万円
②	長期金銭債権	2,700百万円
③	短期金銭債務	20,917百万円
④	長期金銭債務	21百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①	売　上　高	33,793百万円
②	仕　入　高	41,580百万円
③	営業外取引高	2,556百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
発行済株式		
普通株式	74,373,265	74,387,779
合　　計	74,373,265	74,387,779
自己株式		
普通株式	804,074	804,399
合　　計	804,074	804,399

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2022年６月24日 定時株主総会	普通株式	2,538百万円	34.5円	2022年３月31日	2022年６月27日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	2,133百万円	29.0円	2022年９月30日	2022年12月12日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2023年６月27日 定時株主総会	普通株式	2,133百万円	利益剰余金	29.0円	2023年３月31日	2023年６月28日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、固定資産減損損失、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金等であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	日本製鋼所M&E株式会社	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任 設備の賃貸借	利息の受取（注）3	18	貸付金	5,000
				設備の賃貸（注）1、2	1,676	未収入金	223
子会社	日鋼YPK商事株式会社	所有直接100%	製品の販売等 役員の兼任	当社機械製品等の販売（注）1	20,354	売掛金	7,467
子会社	日鋼テクノ株式会社	所有直接100%	製品の加工等 役員の兼任 設備の賃貸借	当社機械製品の機械加工・熱処理・製缶等（注）1	14,781	電子記録債務	4,172
子会社	室蘭銅合金株式会社	所有直接51%	役員の兼任	債務保証（注）4 保証料の受取	2,980 8	未収入金	8

（注）1.　取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場価格・総原価等を勘案して個別に交渉のうえ決定しております。

（注）2.　上記のほか、過去に収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった設備（期末残高0百万円）については使用貸借を行っております。

（注）3.　資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的な利率で定めております。
なお、担保の提供は受けておりません。

（注）4.　室蘭銅合金株式会社における金融機関からの借入金に対し、当社が債務保証を行っております。
なお、当該債務保証に対して保証料を受領しております。

9. １株当たり情報に関する注記

①	１株当たり純資産額	1,758円92銭
②	１株当たり当期純利益	162円50銭

10. 後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

12. その他の注記

国庫補助金により取得した資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

建物	124百万円
構築物	58百万円
機械装置	1,275百万円
工具・器具・備品	291百万円
無形固定資産	41百万円

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月23日

株式会社　日 本 製 鋼 所
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　　一　樹
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　井　慎　吾

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月23日

株式会社　日 本 製 鋼 所
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　一　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　井　慎　吾

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2022年４月１日から2023年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、2022年５月に公表しました当社子会社における品質検査の不適切行為につきましては、当社は取締役会の決議と監督の下で全社をあげて再発防止の諸施策を実施しており、監査役会としてもその十分性と進捗および効果の発現状況を確認しております。引き続き、これらの取組みが着実に実行され、効果をあげるように注視してまいります。

④ 事業報告に記載されている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月24日

株式会社日本製鋼所監査役会

常勤監査役　西　山　　透　㊞

常勤監査役　清　水　博　之　㊞

社外監査役　谷　澤　文　彦　㊞

社外監査役　三　澤　浩　司　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー22階 サファイア22

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、お間違えのないようお願い申し上げます。

【交通】 品川駅（JR線・京浜急行線） 高輪口から徒歩約5分

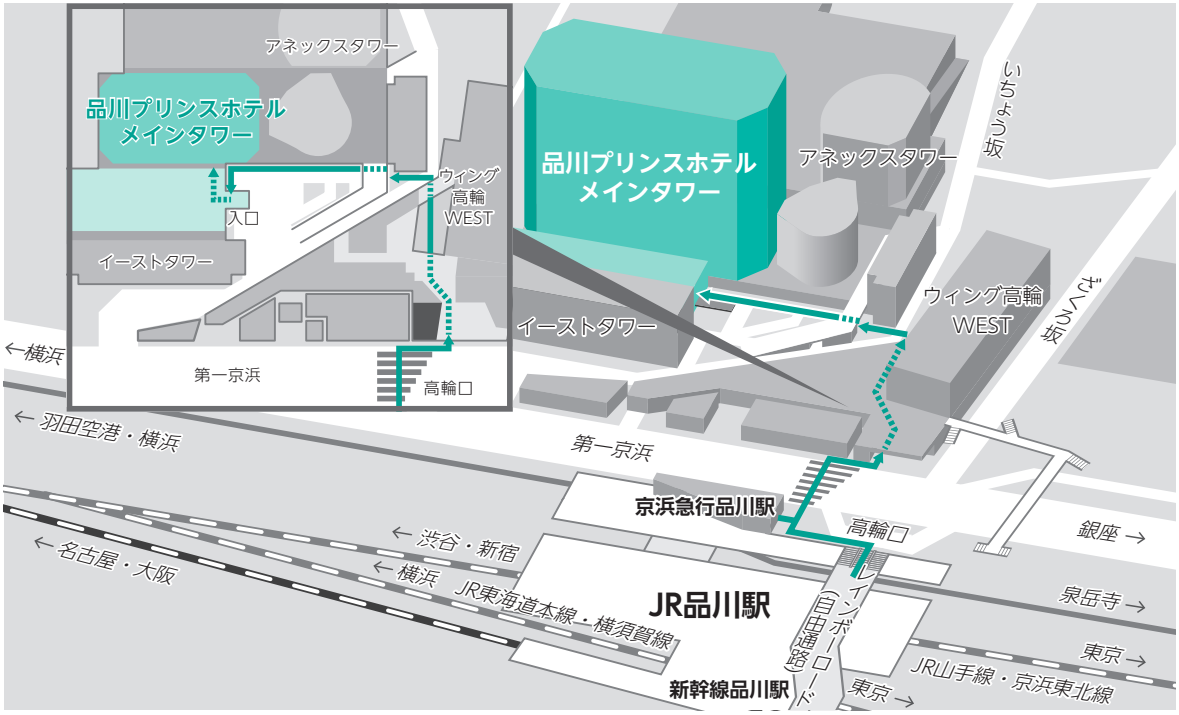

※品川プリンスホテルメインタワーとイーストタワー間の連絡通路は閉鎖されているため、上記地図に記載のルートをご利用ください。
※品川プリンスホテルメインタワー１階から宴会場専用エレベーターで22階までお越しください。
なお、クローク（２階）をご利用の方は、２階までエスカレーターをご利用いただき、２階から宴会場専用エレベーターで22階までお越しください。
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

株主総会のお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。